

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 建築基準法による一団地の区域……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)…
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…
- 都道の供用開始……………(同)…

### 公告

- 公共施設の整備に関する工事完了……………
- …(都市整備局市街地整備部管理課)…
- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 全国自治宝くじの発売 (二件)……………
- …(全国自治宝くじ事務協議会)…

## 告示

● 東京都告示第千百六号  
 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」)

という。) 第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十八年六月十日  
 東京都多摩建築指導事務所長

| 指定に係る道路の種類           | 指定年月日       | 指定に係る道路の位置   | 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル) |
|----------------------|-------------|--|------------------------|
| 法第四十二条第一項第五号の規定による道路 | 平成二十八年五月十九日 | あきる野市伊奈字桜木二百四十番二の一部、同番二地先並びに同番三及び伊奈字前原千二百六十六番九の各一部 | 延長 一一・一二 幅員 四・〇〇       |

● 東京都告示第千百七号  
 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。  
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十八年六月十日  
 東京都多摩建築指導事務所長

| 変更に係る道路の種類           | 変更年月日       | 変更に係る道路の位置              | 変更に係る道路の面積(単位平方メートル) |
|----------------------|-------------|-------------------------|----------------------|
| 法第四十二条第一項第五号の規定による道路 | 平成二十八年五月十六日 | 西東京市北原町一丁目二千七百三十九番十六の一部 | 廃止道路面積 七・六七          |

● 東京都告示第千百八号  
 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。  
 平成二十八年六月十日  
 東京都多摩建築指導事務所長

| 対象区域の地名地番   | 認定年月日       |
|---|-------------|
| 一 対象区域の地名地番及び認定年月日  | 平成二十八年五月十七日 |
| 武蔵村山市緑が丘千四百六十番一、同番五から同番八まで、千四百八十五番一、同番四から同番九まで、千五百九十九番二、同番四、千六百一十九番一、同番五から同番七まで、千六百三十八番、千六百六十六番、千六百七十五番一、同番三、同番四、千六百七十九番一、千六百九十一番、千六百九十三番一、同番七から同番十一まで、千七百三十二番一、同番三から同番十五まで、千七百五十七番六、千七百九十三番、千八百五十八番三、千八百五十九番一、同番三、千九百十三番四、同番八から同番十一まで、千九百十九番、同番二から |             |

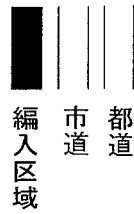
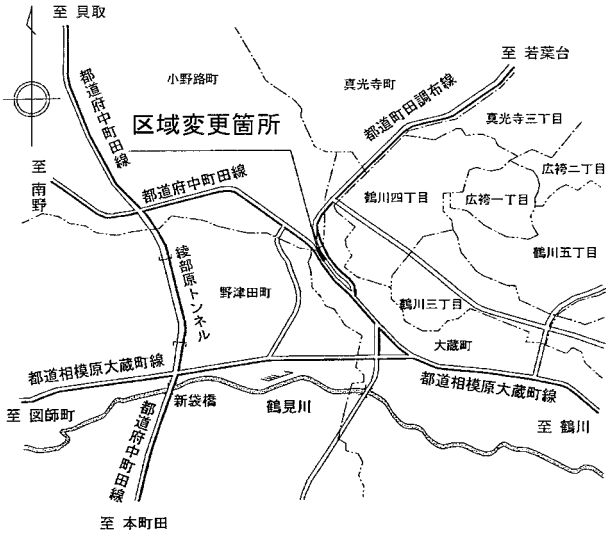
金子博

金子博

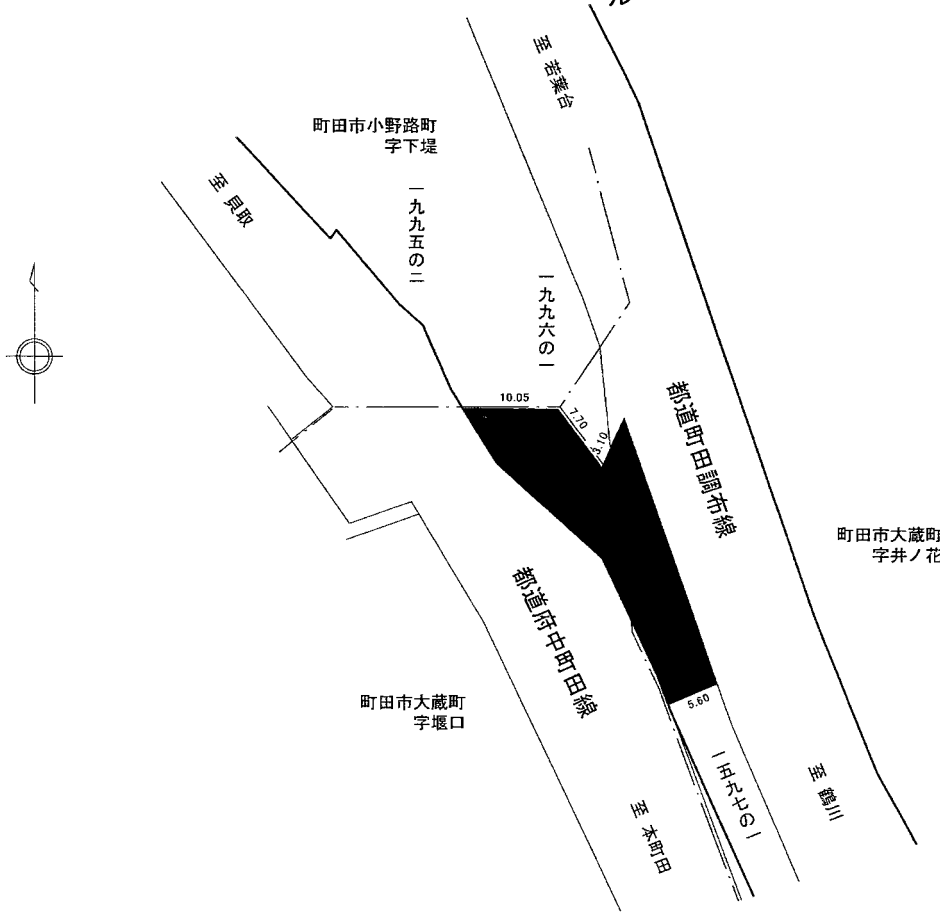
別図

都道町田調布線区域変更略図  
町田市大蔵町地内

同番五まで、千九百七十七番、同番二、同番三、千九百八十七番一、同番三、千九百九十三番一、同番八、二千番一、同番五及び同番六  
 二 認定計画書の縦覧場所  
 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)



延長 三六・八九メートル  
 面積 二七九・七八平方メートル



●東京都告示第千百九号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十八年六月十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十日  
 東京都知事 舛添要一  
 一 路線名 町田調布  
 二 変更の区間 町田市大蔵町字井ノ花千五百九十七番一  
 地先から同市小野路町字下堤千九百九十五番二地先まで  
 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第千百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年六月十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
平成二十八年六月十日

東京都知事 外 添 要 一

一 路線名 町田調布

二 供用開始の区間 町田市大蔵町字井ノ花千五百九十七番一地从り同市小野路町字下堤千九百九十五番二地先まで

三 供用開始の期日 平成二十八年六月十日

公 告

公共施設の整備に関する工事の完了について

東京都計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業の公共施設（区画道路一号線、区画道路二号線及び区画道路三号線）の整備に関する工事が完了したので、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第百十八条の二十第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月十日

東京都計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業

施行者 東京都

東京都知事 外 添 要 一

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年六月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

西多摩郡日の出町大字平井字 八王子市子安町四丁目七番  
谷戸三千七十七番一、同番六、 一号一二千七百四  
三千九百六及び三千二十四 有限会社橋本商事  
番一の各一部、同番七、三千 代表取締役 橋本 忍  
二十六番一並びに同番五  
青梅市友田町五丁目二百九十 青梅市友田町五丁目五百五  
七番八、同番十五、二百九十 十九番地  
八番七、同番八の一部及び同 梶 幸男  
番九から同番十三まで

雑 報

全国自治宝くじ事務協議会告示第百六十九号  
 当せん金付証券を次のとおり発売する。  
 平成二十八年六月十日

全国道府県知事の名において  
 全国自治宝くじ事務協議会  
 会長 東京都知事 舛添 要一

一 名称 第六百九十六回全国自治宝くじ  
 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
 三 発売の数及び総額 二億三千万枚 六百九十億円  
 (三十億円を一単位(一ユニット)として二十三単位  
 (二十三ユニット)。ただし、発売状況により、原則  
 発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット  
 単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 開封式 一枚三百円  
 五 証券型式 開封式  
 六 発売期間 平成二十八年七月六日から同月二十九日まで  
 七 抽せん期日 平成二十八年八月九日  
 八 当せん金支払開始期日 平成二十八年八月十五日  
 九 当せん金の額及び当せんの数

|         |      |         |
|---------|------|---------|
| 一等      | 五億円  | 一本      |
| 一等の前後賞  | 一億円  | 二本      |
| 一等の組違い賞 | 十億円  | 九十九本    |
| 二等      | 千万円  | 四本      |
| 三等      | 三千万円 | 二千本     |
| 四等      | 三千万円 | 十万本     |
| 五等      | 三百円  | 百万本     |
| 計       |      | 百万二千百六本 |

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。  
 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第百七十号  
 当せん金付証券を次のとおり発売する。  
 平成二十八年六月十日

全国道府県知事の名において  
 全国自治宝くじ事務協議会  
 会長 東京都知事 舛添 要一

一 名称 第六百九十七回全国自治宝くじ  
 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
 三 発売の数及び総額 一億二千万枚 三百六十億円  
 (三十億円を一単位(一ユニット)として十二単位  
 (十二ユニット)。ただし、発売状況により、原則  
 発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット  
 単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 開封式 一枚三百円  
 五 証券型式 開封式  
 六 発売期間 平成二十八年七月六日から同月二十九日まで  
 七 抽せん期日 平成二十八年八月九日  
 八 当せん金支払開始期日 平成二十八年八月十五日  
 九 当せん金の額及び当せんの数

|    |      |          |
|----|------|----------|
| 一等 | 七千万円 | 当せん金     |
| 一等 | 七千万円 | 十本       |
| 二等 | 百万円  | 四十本      |
| 三等 | 十万円  | 三百本      |
| 四等 | 七千円  | 五万本      |
| 五等 | 三百円  | 百万本      |
| 計  |      | 百五万三千五百本 |

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。  
 十 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証券は、転売できない。

発行所 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

